



流山市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同法同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和2年2月20日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

森 亮



令和元年度
定期監査・行政監査報告書

流山市監査委員

目 次

第 1	監査を実施した監査委員名	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の対象部局	1
第 5	定期監査	2
1	監査の目的及び方法	2
2	重点事項	2
3	総合意見	2
(1)	財務に関する事務について	2
(2)	備品の管理について	2
(3)	リスク評価への対応とモニタリングについて.....	3
4	個別意見	3
(1)	指摘事項	5
(2)	検討・要望事項	6
(3)	注意事項（措置対象外）	7
第 6	行政監査	8
1	監査テーマ	8
2	監査の目的及び方法	8
3	監査の範囲	8
4	団体の概要について	9
(1)	団体の設立経過年数	9
(2)	団体の事務局	9
(3)	団体の代表者	9
(4)	団体の事務に従事する根拠	10
(5)	補助金交付事務と団体事務の区分	10
(6)	今後、団体に対する市職員の事務従事のあり方...	10
5	現金等の管理状況	11
(1)	団体の出納事務への従事	11
(2)	預金通帳の名義人	11
(3)	預金通帳の管理人	11
(4)	市職員における現金取扱いの有無	11
(5)	市職員におけるキャッシュカードの保有	11
6	総合意見	12

7 個別意見	13
(1) 指摘事項	14
(2) 検討・要望事項	14
資料 任意団体一覧	15

令和元年度流山市定期監査・行政監査報告

第1 監査を実施した監査委員名

佐々木 健一
森 亮二

第2 監査の種類

定期監査・行政監査

第3 監査の期間

自 令和元年9月3日
至 令和2年2月4日

第4 監査の対象部局

監査の実施に当たっては、市長部局、上下水道局、教育委員会及び行政委員会事務局等の全てを対象とした。

監査の実施状況は、次表のとおりである。

監査実施状況

対象部局名	実施月	対象事務事業の期間
財政部、総務部、総合政策部、 土木部、経済振興部、 農業委員会事務局、 監査委員事務局	10月	4月1日から8月31日まで
子ども家庭部、議会事務局、 都市整備部、都市計画部、 消防本部、市民生活部、 健康福祉部、 選挙管理委員会事務局	11月	4月1日から9月30日まで
環境部、教育総務部、 学校教育部、生涯学習部、 上下水道局、会計課	12月	4月1日から10月31日まで

第5 定期監査

1 監査の目的及び方法

流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号）に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを目的として、全ての部局に係る事務事業について、次のとおり関係書類の提出を求め、かつ、関係職員から説明を聴取して実施した。

- ・課の年間事務・事業の実施状況
- ・予算執行状況（歳入）
- ・予算執行状況（歳出）

2 重点事項

備品の管理について

着眼点：備品の取得後の管理方法は適切か。

また、廃棄処分は適正に行われているか。

3 総合意見

（1）財務に関する事務について

財務に関する事務については、支出負担行為票の日付を遡って起票していたもの及び予算執行伺書と仕様書の内容記載漏れ等、伝票・契約事務上の誤りが散見された。

担当課において厳正なチェック体制の構築を要望するものである。

（2）備品の管理について

流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号。以下「規則」という。）第267条において、物品のうち、その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐え、購入価格が1万円以上の物を備品と分類されている。

備品の管理は、規則に基づき、各部局の財産管理者が管理をすることとなっている。また、財産管理者は、備品台帳を備え、記録し、常に備品の状況を明らかにしておかなければならないとされている。

備品の監査として、各部局で管理している「公会計管理台帳システム」（以下「システム」という。）の固定資産一覧表の提出を求め、監査の着眼点に基づき、書類審査及び現物確認の調査を行った。また、関係職員の意見を聴取することで適正な監査の執行に努めた。

備品の管理について、おおむね適正に事務執行されていたが、固定資

産一覧表及び備品台帳を確認すると、所在が不明の備品や廃棄済みの備品が記載されている事例があった。財産管理上、少額のものであっても紛失や不正使用がないよう管理体制を強化されたい。

また、規則と事務実態が伴っていない事例が散見された。この件については指摘事項として後述する。

(3) リスク評価への対応とモニタリングについて

今回の監査では、昨年度、各部局が挙げた、業務上起こり得るリスクについて、その対応策の整備と業務を通したモニタリングについて聴取したところである。各部局からは、業務マニュアル、業務シート、業務手順等を整備し、業務手続を可視化する、手続漏れが発生しないように情報共有を行う、といった回答が多く聞かれた。日常行っている業務とリスクを結び付け、重要性の度合いを識別し、予防対応策を整備し、その対応策が有効に機能しているかを確認することの重要性を認識していることが伺えた。

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という）の一部改正により、本市においては内部統制に関する方針策定及び体制整備が努力義務とされているが、今後は内部統制について民間と行政との間の円滑なコミュニケーションが必要となることが予想される。法改正の受け身の対応のみでなく、社会情勢の変化への対応と捉え、全庁的な取組として継続的に推進していくことが望まれる。

今後は、庁内関係部署、各職員が連携し、形骸化することなくリスクに適合する対応策を行えているか等を確認し、PDCAサイクルを意識した内部統制整備の実施を要望する。

4 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「部局別指摘事項等一覧」のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた（表1）。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表1 定期監査 部局別指摘事項等一覧】

部 局 名	指 摘 事 項							計	検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)			
総合政策部	1							1	0	3
総 務 部	2							2	2	2
財 政 部								0	0	3
市民生活部			2					2	1	2
健康福祉部								0	2	4
子ども家庭部								0	0	1
経済振興部								0	1	0
環 境 部								0	0	0
都市計画部								0	0	1
都市整備部								0	0	1
土 木 部								0	0	1
会 計 課								0	0	0
上下水道局								0	1	1
議会事務局								0	0	1
選挙管理委員会事務局								0	0	2
監査委員事務局								0	0	0
農業委員会事務局								0	0	0
教育総務部			1					1	0	0
学校教育部								0	0	4
生涯学習部								0	0	1
消 防 本 部								0	0	0
合 計	3	0	3	0	0	0	0	6	7	27

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

< 法律、条例、規則等に反している事項 >

・ 物品賃貸借契約において、契約が遅延する等、規則等に定められた契約
手続に不備があった。適正な契約事務の執行をされたい。

(総合政策部秘書広報課)

・ 文書保管庫警備業務委託契約において、規則等に定められた契約の締結
手続に不備があった。また、6か月分の支払が遅延していた。適正な契約
及び支払事務の執行を徹底されたい。

(総務部総務課)

・ 備品管理において、備品台帳の様式が異なるものを使用している等、事
務実態と規則に異なる点があった。

各部局からは、各課保管の備品カードの備品番号と、システム上の備品
番号が一致しないことから、今後、整合性がとれなくなることへの懸念や、
マニュアル整備を希望する声が複数の課から聞かれた。

各部局の意見を踏まえ、適切な事務処理を行えるよう体制を整備されたい。

(総務部財産活用課)

< 事故が発生するおそれがある事項 >

・ 物品売買契約において、履行期間等の誤りや仕様書の未添付があった。
規則等に定められた適正な契約事務の執行をされたい。

(市民生活部市民課)

・ 看板の物品売買契約において、仕様書の未添付があった。規則等に定め
られた適正な契約事務の執行をされたい。

(市民生活部コミュニティ課)

・ 学校施設の物件修繕契約において、工期の記入漏れ等、契約手続に不備
があった。規則等に定められた適正な契約事務の執行をされたい。

(教育総務部学校施設課)

(2) 検討・要望事項

・長期継続契約、継続費による支出負担行為票を遡って起票している事例が散見された。担当課においては厳正なチェック体制を構築されたい。

(総務部総務課、財産活用課)

(市民生活部保険年金課)

(健康福祉部健康増進課)

(経済振興部農業振興課)

・高齢者訪問理美容サービス業務委託契約において、仕様書に定めている許可書を業者から受領していなかった。担当課においては厳正なチェック体制を構築されたい。

(健康福祉部高齢者支援課)

・備品を管理する規定等が整備されていなかった。正確な資産把握の観点から、規定等の整備を検討されたい。

(上下水道局経營業務課)

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については、速やかに適正な対応を講じられたい。

また、予備審査において口頭で是正を求めた事項も同様である。

【表2 定期監査 注意事項一覧】

注意事項	部局課等名
・未調定があったもの	財政部資産税課、土木部河川課、子ども家庭部保育課
・調定金額に誤りがあったもの	生涯学習部公民館
・支出負担行為票の未起票があったもの	上下水道局経營業務課
・支出負担行為票等を遡って起票していたもの	総合政策部秘書広報課・企画政策課、総務部財産活用課、都市整備部みどりの課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、健康福祉部社会福祉課・介護支援課・児童発達支援センター
・予算執行伺書及び仕様書の内容に記載漏れがあったもの	総合政策部秘書広報課、総務部総務課、都市計画部都市計画課、健康福祉部高齢者支援課、市民生活部コミュニティ課、学校教育部学校教育課・指導課
・予算執行伺書の日付等を鉛筆で記載していたもの	学校教育部指導課
・古い様式の予算執行伺書を使用していたもの。	市民生活部市民課
・随意契約に関する指針（平成18年10月18日制定）に定めている、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1号の基準額を超える金額で契約した随意契約の案件を、ホームページ等で公開していなかった。	財政部資産税課・市民税課、選挙管理委員会事務局
・訂正印の押印漏れがあったもの	学校教育部指導課

第6 行政監査

1 監査テーマ

市にある任意団体の事務について

2 監査の目的及び方法

本市において、協議会や実行委員会などの任意団体（以下「団体」という。）が設置され、本市の職員が団体事務局の業務に従事している実態がある。

これらの団体は、市とは異なる組織であり、取り扱う現金も公金とはならないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）や市の条例等の適用を受けず、団体独自の運営が行われている。

このことから、本市職員が業務を行う団体の概要を調査し、団体の効率性・有効性に着目し、適正な事務執行となっているか確認することを目的として、監査の対象部局に、市にある団体の事務調書の提出を求め、かつ、関係職員から説明を聴取して実施した。

3 監査の範囲

平成30年度に事務を行い、令和元年度も引き続き事務を行っている団体を対象とした。ただし、法人格があるもの、国又は他の地方公共団体が設置した団体は対象から除いた。

4 団体の概要について

提出された調書を集約した結果は、次のとおりである。

所管部署名	団体数	所管部署名	団体数
総合政策部マーケティング課	2	経済振興部農業振興課	4
市民生活部コミュニティ課	2	環境部環境政策課	1
健康福祉部社会福祉課	3	土木部道路管理課	1
健康福祉部健康増進課	1	選挙管理委員会事務局	1
子ども家庭部子ども家庭課	1	生涯学習部生涯学習課	8
経済振興部流山本町・利根運河 ツーリズム推進課	3	生涯学習部スポーツ振興課	2
		消防本部予防課	1
		合 計	30

(1) 団体の設立経過年数

区分	10年 未満	10～20年 未満	20～30年 未満	30～40年 未満	40年 以上	計
団体数	2	2	3	8	15	30
構成比(%)	6.7	6.7	10.0	26.6	50.0	100.0

団体設立後、経過年数が40年以上が半数の15団体（50.0%）、30～40年が8団体（26.6%）となっている。

(2) 団体の事務局

区分	市役所内に設置	市役所外に設置	計
団体数	15	15	30
構成比(%)	50.0	50.0	100.0

団体の事務局を市役所内に設置している団体と市役所外に設置している団体の構成比は50%であり、双方が同数となっている。

担当部局からは、事務局を市役所に設置することで、団体の活動を行うに当たり関係機関等との調整が円滑に図られているとの声もあった。

(3) 団体の代表者

区分	市職員	市職員以外	計
団体数	5	25	30
構成比(%)	16.7	83.3	100.0

団体の代表者については、「市職員以外」が25団体（83.3%）、「市職員」が5団体（16.7%）となっている。

(4) 団体の事務に従事する根拠

区 分	団体数	構成比(%)
課等の事務分掌を定める規定に位置付けられている	15	50.0
課等の規定にはないが、事務分担表等により従事している	12	40.0
職務専念義務免除により従事している	0	0
根拠なく慣例により従事している	3	10.0
計	30	100.0

団体の事務に従事する根拠については、「課等の事務分掌を定める規定に位置付けられている」が15団体（50.0%）と最も多く、次に、「課等の規定にはないが、事務分担表等により従事している」が12団体（40.0%）となっている。また職務専念義務免除はなく、「根拠なく慣例により従事している」が3団体（10.0%）あった。

(5) 補助金交付事務と団体事務の区分

区 分	団体数	構成比(%)
別の市職員が処理している	9	30.0
ともに同一の市職員が処理している	0	0
団体の申請は市職員以外が処理している	7	23.3
市が交付している補助金はない	14	46.7
計	30	100.0

「市が交付している補助金はない」が14団体（46.7%）となっている。補助金の交付を受けている団体のうち、担当者と交付事務を行う市の担当者が同一職員となっている団体はなかった。

(6) 今後、団体に対する市職員の事務従事のあり方

区分	現状維持	段階的に縮減	充実強化	廃止	計
団体数	24	6	0	0	30
構成比(%)	80.0	20.0	0	0	100.0

今後、団体に対する市職員の事務従事のあり方について、「現状維持」が24団体（80.0%）となっている。

5 現金等の管理状況

(1) 団体の出納事務への従事

区分	市職員	市職員以外	計
団体数	8	22	30
構成比(%)	26.7	73.3	100.0

(2) 預金通帳の名義人

区分	市職員	市職員以外	計
団体数	4	26	30
構成比(%)	13.3	86.7	100.0

(3) 預金通帳の管理人

区分	市職員	市職員以外	計
団体数	5	25	30
構成比(%)	16.7	83.3	100.0

(4) 市職員における現金取扱いの有無

区分	有	無	計
団体数	4	26	30
構成比(%)	13.3	86.7	100.0

市職員が団体の現金を取り扱うのは4団体(13.3%)であったが、同日中に入金等を済ませており、手元での現金保管をしている団体はなかった。

(5) 市職員におけるキャッシュカードの保有

区分	有	無	計
団体数	2	28	30
構成比(%)	6.7	93.3	100.0

市職員におけるキャッシュカードを「保有しない」が28団体(93.3%)、キャッシュカードを「保有している」が2団体(6.7%)となっている。

6 総合意見

本市の各種施策の推進を図るため、市の事業と関係する団体の事務に市職員が従事することは、市民・関係団体等との協働の形であり、今後も継続が見込まれる。

こうした中、市職員は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条により職務に専念する義務が課せられている。団体は市と異なる組織であり、市職員が団体の業務に従事する際には、事務分掌等に規定するなど、市民に対して十分な説明責任を果たすためにも、その根拠を明らかにしておく必要がある。

また、団体の現金預金の管理については、本来は団体が行うべきであり、市が事務局を担う場合であっても、市職員が出納事務に直接関与することなく、団体を適切に指導し、育成を図らなければならない。チェック体制などに問題があれば事件・事故につながる可能性があることを認識する必要があり、市職員が団体の事務に関与する上でのリスクに適切に対応し、機能していることを継続的にモニタリングすることが重要である。

団体の設立後、相当の期間が経過している団体があり、各所管部署において、設立当初の必要性や設立目的等を検証し、団体の自立に向けた取組も含め、市職員従事のあり方など、今回の行政監査を契機として確認・検証を行い、見直しのきっかけとされたい。

今後における、当該事務の一層の適正化により、市民の信頼に基づく本市の施策・事業の更なる推進を図られたい。

7 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「部局別指摘事項等一覧」のとおり、指摘事項、検討・要望事項が認められた。

指摘事項、検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【行政監査 部局別指摘事項等一覧】

部局名	指摘事項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
総合政策部			1					1	1	0
土木部								0	1	0
選挙管理委員会事務局								0	1	0
合計	0	0	1	0	0	0	0	1	3	0

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

<事故が発生するおそれがある事項>

・通帳を保管する鍵の管理者が、課長職以外の職員となっていた。公金等適正管理マニュアルの準公金等に基づく適正な管理を求める。また団体と協議の上、今後の市職員による通帳の保管について検討されたい。

(総合政策部マーケティング課)

(2) 検討・要望事項

・市職員は、地方公務員法第35条により職務に専念する義務が課せられている。団体は、市とは異なる組織であり、根拠なく慣例によって業務を行うことは適切ではなく、事務分掌を定める規定に位置付けるか、事務分担表等に基づいて職務命令を行い、市がなすべき職務である根拠を明確にされたい。

(総合政策部マーケティング課)

(土木部道路管理課)

・団体の事務局ではないものの、預金通帳・キャッシュカード・現金の取扱いがあった。キャッシュカードは、現金を容易に引き出すことができ、不正につながるリスクがあることを十分に認識すべきであり、やむを得ない事情からキャッシュカードの保有を市職員がする場合、利用状況や通帳の残高確認を徹底するなど、厳重に管理されたい。また団体と協議の上、市職員による今後の保管・管理について検討されたい。

(選挙管理委員会事務局)

資料 任意団体一覧

(単位：円)

	部名	課名	団体名	平成30年度 決算額
1	総合政策部	マーケティング課	流山グリーンフェスティバル実行委員会	2,147,678
2			森のマルシェ実行委員会	5,180,759
3	市民生活部	コミュニティ課	流山市民まつり実行委員会	8,041,461
4			流山市防犯協会連合会	2,707,577
5	健康福祉部	社会福祉課	流山市地区赤十字奉仕団	736,556
6			流山市遺族会	822,177
7			“社会を明るくする運動”流山市推進委員会	252,789
8		健康増進課	流山市献血推進協議会	84,968
9	子ども家庭部	子ども家庭課	流山市ひとり親福祉会	2,449,430
10	経済振興部	流山本町・利根運河 ツーリズム推進課	流山花火大会実行委員会	30,267,482
11			流山市観光協会	2,963,736
12			流鉄沿線活性化協議会	3,885,025
13		農業振興課	流山市園芸用廃プラスチック対策協議会	614,883
14			流山市農業関係機関連絡協議会	346,969
15			流山市認定農業者連絡協議会	678,514
16			流山市園芸団体連合会	802,106
17		環境部	環境政策課	江戸川を守る会流山支部
18	土木部	道路管理課	流山市交通安全母の会	34,992
19	選挙管理委員会事務局		流山市明るい選挙推進協議会	9,890
20	生涯学習部	生涯学習課	流山市文化協会	6,445,261
21			流山市美術家協会	1,218,529
22			流山市民芸術劇場実行委員会	1,500,000
23			流山市文化祭実行委員会	3,663,705
24			流山市青少年育成会議	749,638
25			流山市青少年相談員連絡協議会	1,480,000
26			流山市青少年指導センター補導員連絡協議会	591,411
27			流山市学校警察連絡協議会	120,000
28		スポーツ振興課	流山市コミュニティスポーツリーダー会	529,544
29			流山市ロードレース大会実行委員会	16,210,871
30		消防本部	予防課	流山市防火安全協会